

障がい者への対応に係る指針

弊社は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」に基づき以下の通り対応の指針を定めています。

1. 障がい者の方の権利利益を尊重し、不当な差別的取り扱いを行いません。
2. 障がい者の方が必要とする社会的障壁を除去するために、性別、年齢及び障がいの状態に応じ、以下の点につき、合理的な配慮に努めます。
 - (1) 意思疎通
 - ・分かりやすい言葉や丁寧な説明、筆談を交えたやり取りなど
 - (2) 物理的環境
 - ・耳マークの掲示や筆談メモの用意など
 - (3) ルール・慣行の柔軟な変更
 - ・説明の手順等の変更など
3. 特に、募集時のご契約手続きや各種ご相談対応の際は、上記2に則り、障がい者の方がコミュニケーションを取る手段に十分に配慮し、円滑で正しい意思確認ができるように努めます。
4. 障がい者の方及びそのご家族その他関係者からの各種ご相談に的確に対応するため、弊社ホームページの「お問い合わせ」(<https://www.nisshin-finance.co.jp/contact/>)を相談窓口としてご案内します。
なお、ご相談者の個人情報やご相談内容は厳重に保護・管理するとともに、弊社サービスの向上に活用させていただきます。
5. 障がい者の方に対して適切かつ的確に対応ができるよう従業員の研修・啓発の取組を行います。

以 上

2025 年 2 月 1 日 制定